

介護支援専門員資格と法定研修に関するQ&A

《目次》

1 介護支援専門員の資格に概要について

- Q 1 [どうすれば介護支援専門員になれますか？](#) … P 2
 Q 2 [介護支援専門員証とは何ですか？](#) … P 3

2 介護支援専門員実務研修受講試験について

- Q 1 [介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格や受験手続きについて教えてください。](#) … P 3
 Q 2 [合格した年度の実務研修を受講しないと、合格は無効になりますか？](#) … P 4

3 法定研修について

(1) 法定研修の概要

- Q 1 [介護支援専門員を対象とした研修には、どのようなものがありますか？](#) … P 4
 Q 2 [介護支援専門員証を更新したいです。どの法定研修を受講したらいいですか？](#) … P 5
 Q 3 [更新時期や法定研修の情報について、個別に案内してもらえますか？](#) … P 5
 Q 4 [専門研修（専門研修課程 I・II）と更新研修（実務経験者対象）の違いは何ですか？](#) … P 6
 Q 5 [更新に必要な法定研修を受講できませんでしたが、どうなりますか？](#) … P 6

(2) 法定研修の申込関係

- Q 1 [法定研修の申込先はどこですか？また、申込書類はどこで入手できますか？](#) … P 6
 Q 2 [過去に受講した法定研修の修了証書を紛失したので、再発行してもらえますか？](#) … P 6
 Q 3 [実務経験に関する証明書の提出は、すべての法定研修で求められますか？](#) … P 7
 Q 4 [法定研修の受講料を納入したので、領収書を発行してください。](#) … P 7

(3) 法定研修の受講要件

- Q 1 [法定研修を受けたいので、受講対象者（受講要件）を教えてください。](#) … P 8
 Q 2 [「実務経験」とは、何ですか？](#) … P 8
 Q 3 [介護支援専門員証を初めて取得した時から現在までの実務経験を算定するのですか？](#) … P 9
 Q 4 [実務経験は継続した期間でなければいけませんか？](#) … P 9
 Q 5 [実務経験の日数について、計算方法がわかりません。どうやって計算するのですか？](#) … P 10
 Q 6 [過去に一度でも専門研修課程 I を受講していれば、同研修の受講は免除されますか？](#) … P 10

(4) その他（受講地変更手続き等）

- Q 1 [法定研修を受講できないので、介護支援専門員証の有効期間を延長できますか？](#) … P 10
 Q 2 [法定研修の申込期限が過ぎてしまいました。どうしたらいいですか？](#) … P 11
 Q 3 [登録は山形県にありますが、A県に住んでいるので、A県で法定研修を受講したいです。](#) … P 11
 Q 4 [登録は山形県以外の都道府県にありますが、山形県で法定研修を受講したいです。](#) … P 11
 Q 5 [受講期間中に有効期間が満了しますが、法定研修を受講していいですか？](#) … P 11
 Q 6 [オンラインで開催される場合、パソコン等は自分で準備しなければいけませんか？](#) … P 12

4 主任介護支援専門員の資格について

(1) 概要

- Q 1 [どうすれば主任介護支援専門員資格を取得できますか？](#) … P 12
 Q 2 [主任介護支援専門員資格を取得したことを証明する書類はありますか？](#) … P 13

(2) 主任介護支援専門員の資格の有効期間

- Q 1 [平成 26 年度以前に主任介護支援専門員の資格を取得しましたが、まだ有効ですか？](#) … P 13
 Q 2 [主任介護支援専門員の資格の有効期間と介護支援専門員証の有効期間は統一できますか？](#) … P 13

(3) 主任介護支援専門員の資格と介護支援専門員証の更新

- Q 1 [主任介護支援専門員更新研修を修了しました。介護支援専門員証を更新できますか？](#) … P 14
 Q 2 [主任介護支援専門員研修を修了しました。介護支援専門員証を更新できますか？](#) … P 14
 Q 3 [主任介護支援専門員資格を更新していません。介護支援専門員証は失効しますか？](#) … P 14

1 介護支援専門員の資格の概要について

Q1 どうすれば介護支援専門員になれますか？

A1 保健、医療、福祉のいずれかの分野で5年以上かつ900日以上の実務経験がある法定資格を有する方が、年1回実施される「介護支援専門員実務研修受講試験」に合格し、「介護支援専門員実務研修」(87時間程度)を受講・修了すると、申請により介護支援専門員の登録及び介護支援専門員証の交付を受けることができます。この介護支援専門員証の交付を受けると、介護支援専門員として実務に従事することができるようになります。

なお、試験の詳細については、本県又は試験実施機関である山形県社会福祉協議会ホームページをご覧ください(下表参照)。また、実務研修の詳細については、本県又は研修実施機関である山形県老人福祉施設協議会ホームページをご覧ください。

《試験について》	
山形県ホームページトップ>健康・福祉・子育て>高齢者福祉>介護資格 > 介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について	
山形県社会福祉協議会ホームページトップ>福祉人材センター > 介護支援専門員実務研修受講試験	
《実務研修について》	
山形県ホームページトップ>健康・福祉・子育て>高齢者福祉>介護資格 >介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について >実務研修(実務研修合格者対象)> 介護支援専門員実務研修について	
山形県老人福祉施設協議会ホームページトップ >研修案内	

《日程の目安》 ※日程は変更になることがあります。

6月初旬～下旬	介護支援専門員実務研修受講試験の案内の配布
9月初旬～中旬	介護支援専門員実務研修受講試験の受験票の配布
10月初旬～中旬	介護支援専門員実務研修受講試験 当日
11月下旬	介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表
12月中旬～翌年3月中旬	介護支援専門員実務研修の受講期間
3月中旬～6月中旬	介護支援専門員の登録申請・介護支援専門員証の交付申請

※実務研修を受講しただけでは、介護支援専門員証は交付されません。
必ず交付申請を行ってください!!

Q 2 介護支援専門員証とは何ですか？

A 2 介護支援専門員証とは、介護支援専門員の登録をしている都道府県の知事から交付されるもので、介護保険法上、介護支援専門員として実務に従事する者には取得が義務付けられています。また、介護支援専門員証は5年ごとの更新制となっています。

(例)



介護支援専門員証には、(例)のように有効期間満了日が記載されています。この有効期間を更新するには、対象となる法定研修を受講する必要があります。

なお、法定研修を受講しただけでは介護支援専門員証は交付されません。必ず、交付に係る申請を行う必要があります。

また、有効期間が更新されないまま満了すると、介護支援専門員証は失効します。ただし、介護支援専門員の登録自体は抹消されないのので、「再研修」を受講・修了することで新たな介護支援専門員証の交付申請ができるようになります。

しかし、介護支援専門員証が失効した者、又はそもそも介護支援専門員証を取得していない者が介護支援専門員として実務に従事すると、介護支援専門員の登録について削除の対象となります。

2 介護支援専門員実務研修受講試験について

Q 1 介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格や受験手続きについて教えてください。

A 1 受験資格については、本県ホームページをご覧ください（下表参照）。

受験手続きについては、本県又は試験実施機関である山形県社会福祉協議会ホームページをご覧ください（下表参照）。

《受験資格について》	
山形県ホームページトップ>健康・福祉・子育て>高齢者福祉>介護資格 >介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について > 受験資格介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格について (PDF)	
《受験手続きについて》	
山形県ホームページトップ>健康・福祉・子育て>高齢者福祉>介護資格 > 介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について	
山形県社会福祉協議会ホームページトップ>福祉人材センター > 介護支援専門員実務研修受講試験	

Q 2 合格した年度の実務研修を受講しないと、合格は無効になりますか？

A 2 なりません。試験合格の事実の有効期限はありません。よって、合格した年度の翌年度以降に実務研修を受講する方は、受講を希望する年度になりましたら、まずは本県ホームページ「[\(過年度合格者対象\) 介護支援専門員実務研修の受講について](#)」から事前申込手続きを行ってください。その後、研修実施機関である山形県老人福祉施設協議会から受講申込の案内が届きましたら、指定の方法により受講申込手続きをお取りください。

なお、実務研修の受講地は、原則として試験地の都道府県です。試験合格後、勤務地の異動等により試験地での受講が困難な場合は、受講地変更できることがありますので、受講を希望する都道府県及び受験地の都道府県に直接ご相談ください。

※ 事前申込手続きだけでは受講できませんのでご注意ください。

《受験資格について》

山形県ホームページトップ>健康・福祉・子育て>高齢者福祉>介護資格
 >介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について
 >介護支援専門員実務研修について
 >[\(過年度合格者対象\) 介護支援専門員実務研修の受講について](#)



3 法定研修について

(1) 法定研修の概要

Q 1 介護支援専門員を対象とした研修には、どのようなものがありますか？

A 1 介護支援専門員を対象とした研修には、介護保険法に規定された法定研修と、それ以外の研修（法定外研修）があります。法定研修とは、介護支援専門員の資格を取得したり、介護支援専門員証の有効期間を更新したりするためのものです（下図参照）。一方、法定外研修とは、下図に掲げる法定研修以外の研修全般をいいます。

法定研修の種類	どのような研修？	受講・修了すると証を更新できる？	時間数 受講料	研修実施 機関
実務研修	介護支援専門員の資格を取得するための研修	できない ※新規交付	87 時間 47,000円	山形県老人福祉施設協議会
再研修	介護支援専門員証の有効期間が満了した方が、新たな介護支援専門員証を取得するための研修 ※更新研修(実務未経験者)と同時開催	できない ※新規交付	54 時間 24,000円	
更新研修 (実務未経験者対象)	現在の有効期間中に、実務経験のない方が、介護支援専門員証の有効期間を更新するための研修 ※再研修と同時開催	できる		
専門研修 (専門研修課程Ⅰ)	現在の有効期間中に、6か月以上の実務経験がある方のうち、現に介護支援専門員である方が、介護支援専門員証の有効期間を更新するための研修	専門研修課程Ⅱも受講・修了すればできる	57 時間 25,000円	
専門研修 (専門研修課程Ⅱ)	現在の有効期間中に、3年以上の実務経験がある方のうち、現に介護支援専門員である方が、介護支援専門員証の有効期間を更新するための研修	できる	32 時間 15,000円	
更新研修 (実務経験者対象)	現在の有効期間中に、1日以上の実務経験のある方が、介護支援専門員証の有効期間を更新するための研修 ※実務経験者としての更新が初回であるか、2回目以降であるかにより、時間数と受講料が異なる。 ※専門研修(専門研修課程Ⅰ及びⅡ)と同時開催	できる	89 時間 40,000円 32 時間 15,000円	
主任介護支援専門員研修	主任介護支援専門員の資格を取得するための研修	できない	71 時間 37,000円	
主任介護支援専門員更新研修	主任介護支援専門員の資格の有効期間を更新するための研修	できる	47 時間 24,500円	

Q 2 介護支援専門員証を更新したいです。どの法定研修を受講したらいいですか？

A 2 対象となる法定研修は、実務経験の有無、前回受講した法定研修の種類、現在お持ちの介護支援専門員証の有効期間等によって異なります。よって、ご自身で、本県ホームページ掲載のフローチャートや、当課公式 LINE アカウントにてご確認ください（下表参照）。

なお、法定研修を受講しただけでは、介護支援専門員証は更新できません。必ず本県に対し、更新交付申請を行ってください。

山形県ホームページトップ >健康・福祉・子育て>高齢者福祉>介護資格 > 介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について > 介護支援専門員の受講対象研修及び登録・証交付手続きフローチャート (PDF)	
山形県高齢者支援課 LINE 公式アカウント >「追加」をタップし友だち登録 >「どの研修を受講すべきか知りたい」または「問い合わせしたい」と入力	

Q 3 更新時期や法定研修の情報について、個別に案内してもらえますか？

A 3 原則として、個別に案内はしません。介護支援専門員の資格管理に係る責務は、都道府県や勤務先の管理者等ではなく、資格を保有するご自身にあります。よって、本県から案内があると思ひ資格管理を怠ったり、勤務する事業所等の管理者や事務担当者等に資格管理を一任したりせず、ご自身で更新時期や法定研修の実施に関する情報収集をしてください。

なお、情報収集にあたっては、本県ホームページや当課公式 X (旧 Twitter) をご活用ください（下表参照）。

山形県ホームページトップ >健康・福祉・子育て>高齢者福祉>介護資格 > 介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について	
山形県高齢者支援課 X （「山形県高齢者支援課 X」で Web 検索）	

Q 4 専門研修（専門研修課程Ⅰ・Ⅱ）と更新研修（実務経験者対象）の違いは何ですか？

A 4 研修内容は同じですが、受講対象者が異なります。

専門研修（専門研修課程Ⅰ）は、現在お持ちの介護支援専門員証の交付を受けた日から現在までの実務経験が6か月以上の現に介護支援専門員として勤務している方、専門研修（専門研修課程Ⅱ）は、現在お持ちの介護支援専門員証の交付を受けた日から現在までの実務経験が3年以上の現に介護支援専門員として勤務している方が対象です。

一方、更新研修（実務経験者対象）は、介護支援専門員証の有効期間が概ね1年以内に満了する方で、現在お持ちの介護支援専門員証の交付を受けた日から現在までの実務経験が1日以上ある方が対象です。現に介護支援専門員として勤務していない方でも受講できます。

なお、受講対象者の詳細につきましては、本県ホームページ掲載の実施要綱及び受講要件に関するQ&Aをご確認ください（下表参照）。

※ 実施要綱は、研修申込期間中のみの掲載となります。

山形県ホームページトップ>健康・福祉・子育て>高齢者福祉>介護資格
>介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について
>実務経験者対象（専門1・専門2・主任・主任更新）
>[介護支援専門員更新研修（実務経験者対象）について](#)



Q 5 更新に必要な法定研修を受講できませんでしたが、どうなりますか？

A 5 介護支援専門員証の有効期間満了日経過後は、介護支援専門員として実務に従事することはできません。詳しくは、[上記1Q2](#)を参照してください。

なお、申込期限を経過してしまった場合、他の都道府県で受講できる場合があります。→下記 [3\(4\) Q2](#) 参照。

(2) 法定研修の申込関係

Q 1 法定研修の申込先はどこですか？また、申込書類はどこで入手できますか？

A 1 申込先は、研修実施機関です。申込書類の入手方法については、研修実施機関にご確認ください。県庁及び各総合支庁では、申込を受け付けておりませんのでご了承ください。

Q 2 過去に受講した法定研修の修了証書を紛失したので、再発行してもらえますか？

A 2 令和5年度までに受講された研修の修了証書は再発行できませんので、紛失しないよう大切に保管してください。

令和6年度以降は、研修実施機関の研修システムより修了者自身で修了証書をダウンロードする形式になりました。必ずダウンロードし、端末上に保存いただくようお願いいたします。

Q 3 実務経験に関する証明書の提出は、すべての法定研修で求められますか？

A 3 再研修及び更新研修（実務未経験者対象）では提出不要です。詳しくは、各研修の実施要綱をご確認ください。

なお、実施要綱は申込期間中のみ、本県及び研修実施機関である山形県老人福祉施設協議会ホームページに掲載します（下表参照）。

[山形県ホームページトップ](#)>健康・福祉・子育て>高齢者福祉>介護資格
>介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について
>実務経験者対象（専門1・専門2・主任・主任更新）
>[介護支援専門員更新研修（実務経験者対象）について](#)



[山形県ホームページトップ](#)>健康・福祉・子育て>高齢者福祉>介護資格
>介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について
>実務未経験者対象更新研修・再研修
>[介護支援専門員更新研修（実務未経験者対象）・再研修について](#)



[山形県老人福祉施設協議会ホームページトップ](#)>研修案内



Q 4 法定研修の受講料を納入したので、領収書を発行してください。

A 4 研修実施機関が指定する納入方法（銀行振込）により納入した場合、本県では納入の有無を確認できないため、本県にて領収証書や受領証の発行をすることはできません。また、研修実施機関においても領収書を発行することはできませんので、振込の事実を証明するものとしては、振込明細書や通帳の記録をご利用ください。

3) 法定研修の受講要件

Q 1 法定研修を受けたいので、受講対象者（受講要件）を教えてください。

A 1 各法定研修の受講要件は、本県及び研修実施機関である山形県老人福祉施設協議会ホームページ掲載の実施要綱をご確認ください。また、本県ホームページには、各法定研修の受講要件に関するQ&Aを掲載していますので、随時ご活用ください（下表参照）。

※ 実施要綱は、研修申込期間中のみの掲載となります。

[山形県ホームページトップ](#)>健康・福祉・子育て>高齢者福祉>介護資格
>介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について
>実務経験者対象（専門1・専門2・主任・主任更新）
>[介護支援専門員更新研修（実務経験者対象）について](#)



[山形県ホームページトップ](#)>健康・福祉・子育て>高齢者福祉>介護資格
>介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について
>実務未経験者対象更新研修・再研修
>[介護支援専門員更新研修（実務未経験者対象）・再研修について](#)



[山形県老人福祉施設協議会ホームページトップ](#)>研修案内



Q 2 「実務経験」とは、何ですか？

A 2 実務経験とは、介護支援専門員として実務に従事した経験をいいます。具体的には、次の①から⑦の事業所等において、サービス計画書の作成を行った経験のことです。よって、次の①から⑦の事業所等で勤務していても、サービス計画書の作成を行っていない方は、実務未経験になります（平成18年6月15日付け老発第0615001号厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について」介護支援専門員資質向上事業実施要綱についての照会参照）。

- ① 居宅介護支援事業所
- ② 特定施設入居者生活介護に係る居宅サービス事業所
- ③ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護に係る地域密着型サービス事業所
- ④ 介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（令和6年3月末をもって廃止）、介護医療院）
- ⑤ 介護予防特定施設入居者生活介護に係る介護予防サービス事業所
- ⑥ 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る地域密着型介護予防サービス事業所
- ⑦ 介護予防支援事業所（地域包括支援センター）

※ 短期入所生活介護（ショートステイ）は①～⑦のいずれにも該当しません。

Q 3 介護支援専門員証を初めて取得した時から現在までの実務経験を算定するのですか？

A 3 実務経験を算定できる期間は、受講する法定研修の種類によって異なります。

・ **専門研修、更新研修の場合**

現在お持ちの介護支援専門員証の有効期間内における実務経験のみ通算で算定してください。

(例) 有効期間が令和4年6月1日から令和9年5月31日までの場合、当該期間の実務経験のみが算定対象となり、令和4年5月31日以前に実務経験があっても算定できない。

・ **主任介護支援専門員研修の場合**

介護支援専門員証を初めて取得した時から現在までの実務経験を通算で算定できます。

(例) 令和 1年4月1日 初めて介護支援専門員証を取得
令和 6年4月1日 有効期間満了により失効
令和 7年1月1日 再び介護支援専門員証を取得
令和 9年5月1日 主任介護支援専門員研修の申込
⇒令和9年5月1日時点で、実務経験は通算5年あることになる。

この間、実務経験3年あり
この間、実務経験2年あり

Q 4 実務経験は継続した期間でなければいけませんか？

A 4 継続している必要はありません。各事業所での実務経験を合算してください。ただし、複数の事業所における実務経験が重複している場合、いずれか1つの事業所における実務経験のみを算定してください。

(例) 令和4年 6月1日～令和5年3月31日 A事業所で実務経験 10か月
令和5年 10月1日～令和6年3月31日 A事業所で実務経験 6か月
令和6年 1月1日～令和7年3月31日 B事業所で実務経験 12か月
⇒(10か月+6か月+12か月) - 3か月=25か月(2年1か月)の実務経験
※令和6年1月1日～令和6年3月31日までの3か月は重複のため除く。

Q 5 実務経験の日数について、計算方法がわかりません。どうやって計算するのですか？

A 5 民法第 143 条第 1 項の規定により、暦に従って計算してください。ただし、病気休業や産前産後休暇、育児休業等の期間は、実務経験の日数から除きます。また、非常勤として、又は兼務で実務に従事した期間を実務経験の日数から除くか否かについては、受講しようとする法定研修の種類によって異なります。よって、本県ホームページ掲載の各法定研修の受講要件に関する Q&A を参照のうえ、本県及び研修実施機関である山形県老人福祉施設協議会ホームページに掲載している実施要綱をよくご確認ください。

<p>山形県ホームページトップ>健康・福祉・子育て>高齢者福祉>介護資格 >介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について >実務経験者対象（専門 1・専門 2・主任・主任更新） >介護支援専門員更新研修（実務経験者対象）について</p>	
<p>山形県ホームページトップ>健康・福祉・子育て>高齢者福祉>介護資格 >介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について >実務未経験者対象更新研修・再研修 >介護支援専門員更新研修（実務未経験者対象）・再研修について</p>	
<p>山形県老人福祉施設協議会ホームページトップ>研修案内</p>	

Q 6 過去に一度でも専門研修課程 I を受講していれば、同研修の受講は免除されますか？

A 6 実務経験者として介護支援専門員証を更新した方が、次回以降も実務経験者として介護支援専門員証を更新する場合には、専門研修課程 I 及び更新研修（実務経験者対象、専門研修課程 I と同じ部分）の受講が免除されます。ただし、更新研修（実務未経験者対象）又は再研修を受講・修了したことがある方で、更新研修（実務未経験者対象）又は再研修の修了後に（ア）専門研修課程 I 又は（イ）更新研修（実務経験者対象）のいずれも受講・修了したことがない方は、新たに（ア）又は（イ）を受講しなければなりません。

（4）その他（受講地変更手続き等）

Q 1 法定研修を受講できないので、介護支援専門員証の有効期間を延長できますか？

A 1 現行法上、いかなる事情があっても介護支援専門員証の有効期間は延長できません。有効期間中に受講いただくか、有効期間が満了した後に再研修を受講してください。

Q 2 法定研修の申込期限が過ぎてしまいました。どうしたらいいですか？

A 2 対応は次のとおりです。

① 他の都道府県で受講する。

受講を希望する都道府県に、申込み可能であるか直接ご確認ください。申込可能である場合、以下の本県ホームページから電子申請又は書面申請により、受講地変更の手続きを行ってください。同時に、別途、受講申込手続きをご自身で行ってください。

※ 電子申請の場合、添付書類の画像データ等を送信できないときは、添付書類のみ郵送、FAX 又は電子メールにより提出できます。

※ 書面申請の場合、本県ホームページから申請書をダウンロードのうえ必要事項を記載し、郵送、FAX 又は電子メールにより申請書と添付書類を提出してください。

山形県ホームページトップ>県政情報>オンライン県庁>県への申請・届出
>やまがた e 申請（電子申請・施設予約サービス）ポータルサイト
>電子申請>山形県
>[介護支援専門員研修 受講地変更願（山形県から他都道府県へ）](#)



② ①が困難な場合、有効期間満了後、再研修を受講する。

現在お持ちの介護支援専門員証の有効期間が満了したら、再研修を受講・修了してください。その後、介護支援専門員証の交付申請を行うことにより、新たな介護支援専門員証を取得できます。

ただし、現在お持ちの介護支援専門員証の有効期間が満了した後から新たな介護支援専門員証を取得するまでの間、介護支援専門員として実務に従事することはできません。

Q 3 登録は山形県にありますが、A県に住んでいるので、A県で法定研修を受講したいです。

A 3 原則として、登録のある都道府県（この場合は本県）で受講する必要がありますが、やむを得ない場合はA県で受講することができます。A県で受講できるかについては、A県に直接ご確認ください。→[上記3（4）Q 2](#)参照。

Q 4 登録は山形県以外の都道府県にありますが、山形県で法定研修を受講したいです。

A 4 山形県での法定研修の申込みが可能か否かを、本県高齢者支援課及び研修実施機関である山形県老人福祉施設協議会にご確認ください。申込み可能であった場合、受講申込手続きと受講地変更手続きの2つの手続きを行う必要があります。受講地変更手続きの詳細については、登録している都道府県にご確認ください。

受講申し込み手続きが済んでいたとしても受講地変更手続きが行われていない場合は、山形県で法定研修を受講することはできませんのでご注意ください。

Q 5 受講期間中に有効期間が満了しますが、法定研修を受講していいですか？

A 5 再研修以外のすべての法定研修は、受講期間中に有効期間が満了する方は受講できません。

受講期間中に有効期間が満了するという理由で、受講しようとしていた研修を受講できない方は、他の都道府県で受講するか、再研修を受講してください。なお、他の都道府県で受講する場合、有効期間満了前に、研修の全日程が修了するか必ずご確認ください。

なお、再研修は、受講申込時点で有効期間が満了している方、または受講期間中に有効期間が満了する方が受講できます。

Q 6 オンラインで開催される場合、パソコン等は自分で準備しなければいけませんか？

A 6 パソコン (受講者1人につき1台必要です。タブレット、スマートフォンは推奨しません。)、有線又は無線LANによるインターネット環境(LTE通信等、通信制限がかかる通信環境は推奨しません。)、ヘッドセット等は、ご自身でご準備ください。

厚生労働省では、受講者の負担軽減や円滑で効果的な研修実施を支援する取組として、研修のオンライン化を推進する方針を示しています。本県でも、本方針に則り、法定研修をオンライン開催とする場合がありますが、研修の位置づけはこれまでと同じく専門職を対象とした実践的な研修ですので、オンライン研修に参加する受講者は、専門職の責務として主体的かつ協調性をもった受講姿勢で参加してください。また、円滑な受講のためには安定した受講環境を確保する必要がありますが、そのための機器や通信、受講場所といった受講環境の整備は、受講者側の責務として心がけてください。(厚生労働省「[都道府県・研修実施機関・研修向上委員会向け介護支援専門員研修オンライン実施の手引き](#)」参照)

4 主任介護支援専門員の資格について

(1) 概要

Q 1 どうすれば主任介護支援専門員資格を取得できますか？

A 1 「主任介護支援専門員研修」(71 時間程度)を受講・修了することで取得できますが、本県では、実施要綱に定める受講要件を満たしているか研修審査委員会において審査のうえ、受講を許可された方のみが受講することができます。これは、主任介護支援専門員の資質の保持向上という目的から行われる審査ですので、本県ホームページ掲載の各法定研修の受講要件に関する Q&A と、本県及び研修実施機関である山形県老人福祉施設協議会ホームページに掲載している実施要綱をよくご確認のうえお申込みください。

なお、主任介護支援専門員研修を受講・修了しても、介護支援専門員証の更新はできませんのでご注意ください。→[下記4 \(3\) Q 2](#)参照。

[山形県ホームページトップ](#)>健康・福祉・子育て>高齢者福祉>介護資格
>介護支援専門員(ケアマネジャー)の資格に関する手続きと研修について
>実務経験者対象(専門1・専門2・主任・主任更新)
>[介護支援専門員更新研修\(実務経験者対象\)について](#)



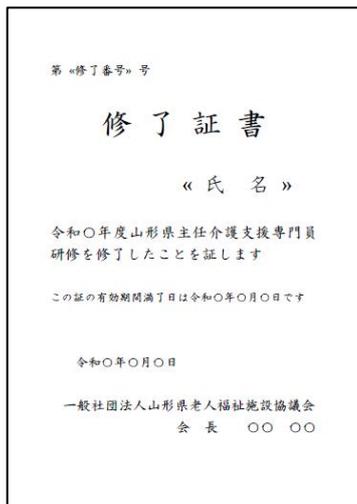
[山形県老人福祉施設協議会ホームページトップ](#)>研修案内



Q 2 主任介護支援専門員資格を取得したことを証明する書類はありますか？

A 2 主任介護支援専門員資格とは、主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修を修了すると、以下（例）のような修了証書が交付されます。

(例)



主任介護支援専門員資格があることを証明する書類は、この修了証書のみとなります。修了証書は再交付できませんので、紛失しないようにしてください。

なお、主任介護支援専門員資格は5年ごとの更新制となっており、(例)のように有効期間満了日が記載されています。この有効期間を更新するには、主任介護支援専門員更新研修を受講する必要があります。有効期間が更新されないまま満了すると、主任介護支援専門員資格は失効します。

※ 有効期間満了日が記載されていない修了証書のみをお持ちの方は、すでに主任介護支援専門員資格が失効していますので、誤って主任介護支援専門員として実務に従事しないでください。

(2) 主任介護支援専門員の資格の有効期間

Q 1 平成 26 年度以前に主任介護支援専門員の資格を取得しましたが、まだ有効ですか？

A 1 平成 28 年度から主任介護支援専門員の資格も 5 年ごとに更新が必要になりました。平成 23 年度以前に主任介護支援専門員の資格を取得した方は平成 31 年 3 月 31 日まで、平成 24 年度から平成 26 年度に主任介護支援専門員の資格を取得した方は令和 2 年 3 月 31 日までに主任介護支援専門員更新研修を受講しなければならないこととされており、これを受講していない場合、すでに主任介護支援専門員の資格は失効しています。

Q 2 主任介護支援専門員の資格の有効期間と介護支援専門員証の有効期間は統一できますか？

A 2 主任介護支援専門員更新研修の受講・修了後、本県が指定する期日までに介護支援専門員証有効期間更新交付申請を行ってください。介護支援専門員証の有効期間満了日は、原則、主任介護支援専門員資格の有効期間満了日と同じになります。

一方、特段の理由により、介護支援専門員証の有効期間満了日を主任介護支援専門員資格の有効期間満了日と同じにすることを希望しない場合、研修修了後に配布する「山形県主任介護支援専門員更新研修修了者の有効期間置き換え不要申出書」を提出することで、有効期間を統一しない取り扱いにすることができます。

なお、有効期間を統一しない場合、主任介護支援専門員の資格と介護支援専門員証は、それぞれ別の時期に更新手続きを行う必要がありますのでご注意ください。

(3) 主任介護支援専門員の資格と介護支援専門員証の更新

Q 1 主任介護支援専門員更新研修を修了しました。介護支援専門員証を更新できますか？

A 1 できます。主任介護支援専門員更新研修を受講・修了した場合、介護支援専門員証を更新するための法定研修の受講を免除されますので、当該研修修了後から介護支援専門員証の有効期間満了日までの間に、介護支援専門員証の有効期間更新申請を行ってください。

なお、介護支援専門員証の有効期間更新申請を行わない場合、介護支援専門員証は更新されず、介護支援専門員証が有効期間の満了により失効すると同時に、主任介護支援専門員の資格も失効し、主任介護支援専門員としても、介護支援専門員としても実務に従事することができなくなります。その場合、失効後に介護支援専門員再研修を修了することで、介護支援専門員証を取得できます。また、主任介護支援専門員研修の受講要件を満たしたうえで当該研修を再度受講することで、主任介護支援専門員の資格を改めて取得できます。

Q 2 主任介護支援専門員研修を修了しました。介護支援専門員証を更新できますか？

A 2 **できません**。別途、専門研修（専門研修課程Ⅰ、Ⅱ）又は更新研修（実務経験者対象）を受講してください。これらの研修の申込期限が過ぎていた場合は、他の都道府県に受講地変更できるかご自身でご確認ください。→[上記3（4）Q 2](#)参照。

なお、介護支援専門員証が有効期間の満了により失効した場合、同時に主任介護支援専門員の資格も失効し、主任介護支援専門員としても、介護支援専門員としても実務に従事することができなくなります。その場合、失効後に介護支援専門員再研修を修了することで、介護支援専門員証を取得できます。また、主任介護支援専門員研修の受講要件を満たしたうえで当該研修を再度受講することで、主任介護支援専門員の資格を改めて取得できます。

次の場合、事業所の管理者要件に関する取扱いや事業所の運営等については、事業所を所管する市町村にご相談ください。

- ・居宅介護支援事業所の管理者である者が、何らかの理由により、介護支援専門員証を更新するための研修や主任介護支援専門員更新研修を受講・修了していない又はできないために、介護支援専門員証も主任介護支援専門員の資格も失効してしまう場合
- ・居宅介護支援事業所の管理者になろうとする者が、何らかの理由により、主任介護支援専門員研修を受講・修了していない又はできないために、主任介護支援専門員の資格を取得できない場合

※ 法令上、都道府県には事業所の指定・指導権限がなく、ご相談いただいても対応できませんのでご了承ください。

Q 3 主任介護支援専門員資格を更新していません。介護支援専門員証は失効しますか？

A 3 介護支援専門員証の有効期間が満了していなければ、主任介護支援専門員資格が有効期間の満了により失効すると同時に介護支援専門員証が失効することはありません。よって、主任介護支援専門員として実務に従事する予定がなければ、介護支援専門員証の更新のみを行うことも可能です。ただし、更新に必要な研修を受講せず、介護支援専門員証の有効期間が満了した場合は、主任介護支援専門員の資格も同時に失効します。